

石岡市小見地内廃プラスチック類堆積事案の 行政代執行について

石岡市小見地内において発生した、廃プラスチック類（産業廃棄物）が堆積・放置される事案について、このまま産業廃棄物の堆積が継続すると県道笠間つくば線（フルーツライン）に崩落する危険性があるため、廃棄物処理法に基づき、行政代執行を実施して強制的に撤去していくことになりました。

【撤去費用について】

※代執行の後、**撤去費用については、全額を行為者に求償していきます。**

撤去費用（＝契約額）：330,000千円（税込み）	
県負担（3割） 99,000千円	（公財）産業廃棄物処理事業振興財団の支援（7割） 231,000千円

※**県負担（99,000千円）の8割が交付税措置されるため、県の実質負担額は19,800千円**

※産業廃棄物処理事業振興財団：産業廃棄物等の不法投棄事案に対して、都道府県等による行政代執行費用の支援等を行っている環境省所管の財団法人。

【参考】事案の概要等

1 概要

令和2年（2020年）9月頃から、複数行為者が、主に県外から運び入れたフレコンバッグ入りの廃プラスチック類約1.5万㎡、リサイクル製品の原料と主張して、当該土地不適正に保管していたもの。

場所	石岡市小見字西内1062番1及び1063番2（8,204㎡）
堆積物の内容	主に電線被覆やエアコン破砕物等の廃プラスチック類と、微量の金属くず等
量	約1.5万㎡ ※行政代執行での撤去量は約1.2万㎡（約3,300㎡は行為者が自ら撤去）
行為者	2名（うち1名は個人）

2 行政代執行を決定した経緯

令和2年（2020年）9月頃から当該土地に産業廃棄物を不適正に保管していた行為者に対し、令和5年（2023年）3月に廃棄物処理法に基づく措置命令を発令し、1年以内に全量を撤去するよう命じたが、撤去期限（令和6年（2024年）3月）までに撤去されたのが、全体の約2割（3,300㎡）に留まっていた。

堆積された産業廃棄物は、隣接する県道笠間つくば線（フルーツライン）に崩落する危険性があり、住民の生活環境保全上の支障が生ずる恐れがあることから、行政代執行による撤去に着手することとした。

3 これまでの行為者への指導と、それに対する行為者の対応

令和2年（2020年）9月頃から複数行為者による不適正保管が始まったので、その頃から、県は行為者に対して、早急に全量を撤去するよう再三指導してきました。その後、廃棄物処理法に基づく措置命令を発出したところ、行為者は、県の措置命令に従い、撤去に着手し、約2割撤去しましたが、全量撤去には至りませんでした。

なお、行為者は、許可が必要な産廃業者ではありません。行為者は、プラスチックのリサイクル事業を行いたいとの主張でありましたが、リサイクルを行うことについて、許可は必要ありません。

4 住民からの苦情内容

主に「崩落する恐れがあり危ない。早急に撤去してもらいたい。」といった声が届いていました。

〈お問い合わせ先〉

茨城県県民生活環境部廃棄物規制課 不法投棄対策室

Tel:029-301-3033